

令和 7 年第 4 回平群町議会

定例会会議録（第 1 号）

招 集 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 0 日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	6 月 1 0 日 午 前 9 時 4 分 宣 告 （ 第 1 日 ）		
出 席 議 員	1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二 3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一 5 番 山 本 隆 史 6 番 稲 月 敏 子 7 番 植 田 い ず み 8 番 山 口 昌 亮 9 番 井 戸 太 郎 1 0 番 山 田 仁 樹 1 1 番 森 田 勝 1 2 番 馬 本 隆 夫		
欠 席 議 員	な し		
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 西 脇 洋 貴 副 町 長 植 田 充 彦 教 育 長 上 田 薫 理 事 寺 口 浩 代 総 務 部 長 山 崎 孔 史 住 民 福 祉 部 長 松 本 光 弘 事 業 部 長 西 岡 勝 三 教 育 部 長 川 西 貴 通 政 策 推 進 課 長 浦 井 久 嘉 総 務 防 災 課 長 福 井 伸 幸 税 務 課 長 勝 山 修 志 住 民 生 活 課 長 木 崎 広 親 こ だ も 支 援 課 長 西 岡 直 美 都 市 建 設 課 長 松 本 浩 至 教 育 委 員 会 総 務 課 長 酒 井 智 志 総 務 防 災 課 参 事 吉 田 尚 起		
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 浅 井 利 育 主 幹 高 橋 恭 世 主 事 川 原 千 幸		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	議案第 3 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 3 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について		

町 長 提 出 議 案 の 題 目	議案第 3 5 号 令和 7 年度平群町一般会計補正予算（第 2 号）について 議案第 3 6 号 平群町道路線の廃止について 議案第 3 7 号 平群町道路線の認定について 同意第 2 号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて 同意第 3 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 4 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二

令和 7 年 第 4 回 (6 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 7 年 6 月 1 0 日 (火)

午前 9 時開議

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第 3 3 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 3 4 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 3 5 号	令和 7 年度平群町一般会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 7	議案第 3 6 号	平群町道路線の廃止について
日程第 8	議案第 3 7 号	平群町道路線の認定について
日程第 9	同意第 2 号	公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
日程第 1 0	同意第 3 号	教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 1 1	同意第 4 号	教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

開 会 （午前 9 時 0 4 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

感染症予防の観点により、本定例会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、これより令和 7 年平群町議会第 4 回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。

令和 7 年第 4 回定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、公私御多用の中、御出席を賜り、ありがとうございます。また、本町行政に対しまして格別の御協力を頂き、感謝申し上げます。

さて、気象庁は昨日、東海、近畿、中国地方が梅雨入りしたと見られると発表しました。それぞれ平年より 3 日遅く、本格的な雨のシーズンに入りました。また、暦の上では入梅や夏至を迎え、雨にぬれた山々の若葉の鮮やかさやアジサイの花の美しさが映える季節となり、平群町のあちらこちらでは、初夏の田園風景である稲の苗が植えられたばかりの水田に日差しがまぶしく映る季節となりました。これから日々、稲穂の成長とともに、本格的な夏の訪れを感じるようになっていきます。

5 月の臨時会から本定例会までの主な平群町の出来事でございますが、5 月 25 日に、「未来へつなごう、エコタウンへぐり」と題して、第 10 回ごみ減量フェスタを開催いたしました。当日は、堆肥の配布やごみ処理機器の展示コーナー、おもちゃの病院、各家庭で不要の不用品の交換市としてもったいない広場、フードドライブなど、各種イベントや展示・体験コーナーなどを実施しました。

6 月 5 日には、平群町自主防災組織連絡協議会総会を開催しました。総会の後、「災害に備えて～紀伊半島水害を振り返ってみる～」と題して、大須賀参事より講演を頂きました。地域防災力の向上を町の重点施策と位置づけ、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりの取組を進めてまいります。

6 月 6 日には、ゆめさとこども園において、子どもたちの安心・安全を守るため、危機管理の意識の高揚とその対策、対応について、西和警察署の協力の下、不審者対応訓練を実施しました。引き続き、安心・安全なこども園の運営

に努めてまいります。

次に、令和6年度決算状況について御報告申し上げます。

5月末の令和6年度の出納閉鎖の結果、令和6年度一般会計の決算は実質収支で約4億8,300万円の黒字決算となりました。単年度収支及び実質単年度収支は約1億6,900万円の黒字決算となりました。特別会計等についてですが、各会計とも実質収支は黒字か収支同額となりました。国民健康保険特別会計では、実質収支はゼロ円で、赤字補填として約500万円の基金の繰入れを行いました。介護保険特別会計では、実質収支はゼロ円、実質単年度収支は約4,400万円の赤字決算となりました。今後、決算内容を分析し、9月議会において詳細な説明を申し上げるところであります。

さて、本定例会では、条例の一部改正が2件、一般会計補正予算、道路の認定、廃止2件、同意案件3件の合計8件の審議をお願いしております。いずれも慎重審議いただき、原案のとおり可決、同意を賜りますようお願い申し上げます。招集に当たっての御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により1番、関議員、2番、須藤議員を指名いたします。本定例会の会期中、よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から6月20日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの11日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

6月10日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いします。

6月14日（土） 休会でございます。

6月15日（日） 休会でございます。

6月17日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月18日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月20日（金） 本会議（最終日） 午後2時より

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

5月28日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。山口議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

それでは、報告させていただきます。

去る5月28日午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。案件につきましては、本日から始まりました第4回定例会の議会運営について協議し、日程等について内定いたしました。

また、会議中の休憩について、本会議及び委員会において、職員の疾患症状への対応等やむを得ない理由がある場合は一時離席について認めていただきたい旨、理事者より申出がありましたので、今後、おおむね1時間で休憩をとることとし、また、やむを得ない理由がある場合については、一時離席を認めるものとする。

そして、先進地視察研修については、議員全員で1泊2日で実施することになりましたが、視察先と目的については二つの案が提案されており、本定例会中に全員協議会を開催し、全議員で協議するということになりました。

さらに、平群町議会業務継続計画、BCPの防災訓練については、安否確認

報告訓練を実施することとし、日程については後日連絡することといたしました。その後、正副議長及び正副委員長と日程を協議し、6月13日に実施することにいたしました。

また、今年度に災害用のドローン購入予定があり、購入後に平群町のドローン体制についての研修を行う予定となりました。

最後に、令和7年度議会報告会は11月15日土曜日午前10時より、平群町総合文化センターで行うことになりました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長

続いて、5月28日に開催されました新庁舎建設特別委員会の報告を求めます。植田新庁舎建設特別委員会委員長。

○新庁舎建設特別委員長（植田いずみ）

それでは、報告をさせていただきます。

去る5月28日水曜日午後2時より、新庁舎建設特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、新庁舎建設に係る論点と今後の進め方について協議を行いました。

以上、新庁舎建設特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長

続いて、町長より報告事項があります。

まず、繰越明許費繰越計算書について、令和6年度平群町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。総務部長。

○総務部長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 議案第33号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第33号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 8 番

その柔軟な働き方の中身をちょっと説明していただいて、平群町の状態はどうなってるのか、その辺も含めてお願いします。

○ 議 長

福井課長。

○ 総務防災課長

今回、地方公務員の育児休業法の改正に伴って、本町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部の改正ということで、先ほど提案説明させてもらったとおり、柔軟な働き方ということで、今回につきましては、妊娠、出産、また育児に関わります関係でございます。主には勤務時間ですね、勤務の始業及び終業時刻の聞き取り、場合によっては就業場所、役場か出先になってくるんですけど、どういうところで働きたいのか。あと、また今回の両立支援制度ということで、出産後は時短勤務されるのか部分休業されるのかというような部分の聞き取り、また、それ以外の業務量、労働条件の見直しについての聞き取りを行って、その上で、聞き及んだ内容については配慮していくという内容でございます。

本町につきましても、これまでも出産、育児の該当者につきましては、その都度、特に総務防災課の保健師を中心として聞き取りをしております、その助言、配慮というものはしておるところでございます。

以上です。

○ 議 長

山口議員。

○ 8 番

それは分かりましたけど、いろいろ働き方ということで柔軟にということで、テレワークとか時短とかいろいろあるというふうに聞いてますけども、その辺、平群町は全部これ、じゃあ希望すれば受けられるのかどうか。それは、受けなければならないことになってるのかどうか、その辺も含めてもう一度説明いただけますか。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

国のほうから示されました、講ずべき措置、事業所、平群町役場としてすべき措置の中では、例えば今議員おっしゃられたテレワークであるとか、また事業所内保育施設の設置運営、また始業時刻等の変更、いわゆるフレックス制度

の導入ということなんですけども、これらがあるわけでありましたが、特に公務職場であります本町の場合はこれらの対策はできていない、できない状況です。国が講ずべき措置が大きく五つほどあったんですけれども、その中で、冒頭説明させてもらった就業についての始業時間、短時間勤務であるとか、あと部分休業についてどうしていくかということを選択するということでございます。

以上です。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第5 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第34号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 8 番

もうちょっと説明ちゃんと、説明というか、文書で出してもらったらありがたいんやけど、今ここにある第1号部分休業と第2号部分休業、どちらでも取得可能ということなんやけど、2号のほうは1年度につき10日相当ということだから、これは分かりますわな。でも、1号のほうは1日につき2時間って、これじゃあ何日でも取得できるのかという、そこ、何日まで取得できるのかというのは全然書いてないねけど、その辺は当然決まってるわけでしょう。そこを書いてもらわないと、何日でも取れるのかということになっちゃうけどね。

○ 議長

福井総務防災課長。

○ 総務防災課長

失礼します。1号部分の部分休業、これは、この改正前から今もなおやってございます。基本的には前の月、育児休業をしたい、部分休業したい前月末までに申し出て、正規職員でしたら小学校就学始期に達するまでの間でしたらそういう部分休業が取得可能というのがこの1号部分休業の制度でございます。承認制度です。

以上です。

○ 議長

山口議員。

○ 8 番

違うやん。だから、何日でも取れんのかって聞いてんねやんか。だって、2号のほうは1年につき10日やろう。10日という時間決まってるから、だから7時間50分の10倍ということで70時間以上にはなるねけど、75時間ぐらいなと思うけど、それ決まってるでしょう。でも、こっち1日2時間のほうを選んだら、じゃあ365日、就業はそれだけないけど、200何日あったらそれ全部取れるのかということになるから、それを聞いてんねん。

○ 議長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

失礼しました。すみません。申し訳ございません。

3歳まででしたら、この部分休業の1日2時間の範囲内でしたら休業が取れますんで。ただ、有給ではございませんので、給料は減額されます。

以上です。

○ 議長

山口議員。

○ 8 番

分かったけど、それやったらこれ、新しくつくった10日相当の範囲でというのは、あんまり意味……。まあまあ1日休めるというのはあるから、その違いだけで、でも10日しか使えないでしょう、1年間で。就業日が二百何十日あって10日しか使われへんのと、毎日2時間使うのと、どうなのかというふうに思うんだけど、まあそうなってるわけやね。今までその事例はあるんですか。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

お答えします。

この制度で言う1号部分休業、1日2時間を限度として取得した職員は、令和6年度では1名、令和5年度でも1名となっております。

以上です。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

○議長

続きまして

日程第6 議案第35号 令和7年度平群町一般会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第35号 提案理由説明

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第35号 提案理由補足説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8 番

先やってくれてもいいので、遠慮せずにね、皆さん。

いろいろあるんですけどね、まず、定額減税補足給付金と、それからもう一つ、二つ、こっちのほうがよく分からないので、低所得者世帯向け給付の対象世帯に該当しなかった方への支給というのね。わざわざこれ、つけていただいたんですけど、これ、基本的に補足給付のほうは町のほうで把握してるから、当然払えますよね。ということですよね。それともう一つは、5年度の所得じゃなくて6年度で一定所得税は確定しますが、その辺の書き方もね、これ見て、あ、私対象者やと、全然分からんような気がするんですけど、もうちょっと分かるように、じゃあ私対象者やから、例えばこの②のほうやったら申請しますわと、これ見てなるのかなというふうに思うんですけどね。これ見て分かるか。全然分からへん。

だから、今度、広報にどのような書き方されるのか知りませんが、ちょっと、本当にこれ、人数1,500人で予定してるわけやから、結構町内でようけいてはるということやからね、その辺もうちょっと説明してくれへんか。私はこれ、今説明聞いたけど、ちょっと理解できない。

○議長

税務課長。

○税務課長

そしたら、今の御質問に私のほうからちょっとお答えさせていただきます。

一応、今回のこの分の不足額の給付の対象者というのは、先ほども言ったように、ここに書かれてるように、①もしくは②ということで、差額のある方とか、もしくはそれが対象になっておらなかった、低所得者向けの給付の対象になっておられなかった方、それが大きく二つに分かれると思うんですけども、実際こちらのほう、この1,500人と見ておりますけども、一応①の場合の方については1,100人の大体2,500万円程度を今回ちょっと見ております。あと、2番目のほうの低所得者向けというのは400人の1,700万円程度ということで見込んで、あとは先ほどもちょっと言うたように、今後、見込み切れない方もおられますので、不足に備えたものということで、今回の補正の額のほうを上げさせてもらっております。

先ほど、その前に、一番ちょっと分かりにくい、低所得者世帯向け給付の対象世帯に該当しなかった方ということになると思うんですけども、これは以前、令和5年の非課税給付7万円とか令和5年の均等割のみの課税の給付、それとあと、令和6年の非課税化給付及び令和6年、均等割のみの課税化給付、それらの対象世帯の世帯主または世帯員に該当しなかった方ということを指しているものでございます。

ただ、先ほども議員お述べのように、この給付対象者、見ていただいて誰かというのはちょっと分かりにくいという部分があります。ただ、①のほうについては、ほとんどこちらの町の給付、前回しておりますので、初めのほうの調整給付をしておりますので、それに基づいてデータを抽出して、なおかつ、改めて、今の新しい所得税額等も含めた上で算定した上で、お知らせという形でほとんどの方はいけると思います。

ただ、2番目のほうの該当する方については、若干本人さんからの申請とかも必要になる方もおられると思います。ただ、これのほうについても、できる限りこちらのほうで把握できる方についてはデータから読み取ってやっていきたいと思っております。あと、なおかつホームページ等とかでももう少し分かりやすいように例を入れたりしながら、ちょっと一般の方にも分かりやすいような説明も加えた上で、ホームページ等、町の広報とか、周知を図っていききたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長

山口議員。

○8番

①の補足給付のほうはね、今言ったように、結局、昨年1年間の12月までの本人の所得税、全部引いてもまだ減税分に足りないという人に、当然残りの差額、端数が出れば、1円端数出ても1万円出すと、これは分かるよね。これ

は分かるよ。これは分かるし、ほんで、町のほうで把握できることでしょう、これはね、①のほうは。申告してもらわんでも、これ把握できるよね、確定申告とかしておられればね。そういうことでしょう。別に去年の確定申告、去年の所得に対してやから。でも、住民税のほうはそうはいかへんけども、そのことはちょっとややこしいからいい。それはある程度説明で見た人は分かりますわね。ほんで、分かるし、本人が直接申請せんでもできます。でも、②のほうは、自分がこれの対象になるのかどうかって、今いろいろ言ってくれたけど、これ見ただけじゃ分からへんよ。ほんで、これも減税の一環なの。それとも減税じゃなくて、低所得者対策の給付金、要するに、全く税金を払えないぐらいの低所得者の人たちにとっては、その減税分を、要するに、国が給付すると、こうなってるわけやから、その分でしょう、これ。ずっとそういうふうに理解してたから、その分やのに、何で去年のうちに払ってないのかな。去年のうちに払った人で抜けた人と書いてあるわけやから、何で抜けたんかなと。ほんで、去年は令和5年度の所得でいってるから税金はかかってなかったけども、5年度は税金かかってもらえなかったけども6年度は収入が減ってもらえるようになったと、そういうふうに読み取れるのかなと思うねんけど、それやったら、それにしては人数多過ぎるなというふうにも思うしね。

今、勝山課長言ったように、もっと分かりやすくすると言ってんねんけど、でも、そのややこしい答弁はええから、じゃあ1,700万円予定してるというのはどこから出てきた数字なの。だから、そこんとこ、ちょっともうちょっと説明してほしいんやけどな。

○議長

税務課長。

○税務課長

今させてもらっておりますこの算定額ですけども、今の現時点で、現時点というか、実際、この補正予算を立てる時点での、できる限り把握できている数字を用いて、今あくまでも算定させてもらったという、機械上、できる限りの抽出を行いながら、電算上のその分でさせてもらっております。

ただ、どうしてもまだまだ人の移動もあつたりしますので、若干把握し切れない、先ほども言うておりますけども、おられますので、若干の幅も持たせながら予算は組ませてもらっております。

○議長

山口議員。

○8番

ある程度把握してると言ったけど、税金かからん人らにとっては、確定申告

もしていない人が多いでしょう。そんな人らは税務課で把握できるの。申告していない人でも把握できんの。いや、その辺、だから、自分で申告すんねけど、それ、今ある程度把握してると言うたけど、その分を把握してるということなの。非常に分かりにくい。悪いんやけど、ほんまに分かりにくい。ほんまに全部に行き渡るのかと心配しちゃうわけよ。

○議 長

税務課長。

○税務課長

確かにこの分、分かりにくい部分があります。給付金というのは、回数も今まで、この定額減税に来るまでにほかのメニューであった給付金があります。それが、一番低所得者向けというのはそちらのほうの給付が主になってくと思うんです。今回、この定額給付というのは、基本的には均等割はあれなんですけども、所得割とかがかかってくる方が基本になってきますので、それを補足するための部分になってきますのでね。

ただ今回、前回までの定額の方の給付からも漏れたりしてるし、今回の定額給付、課税者側の中の不足になってる方も救済措置というか、給付ができるように幅を持たせた制度になっておりますので、できる限りそういうことも拾ってできるように、今回、不足給付というこの部分ができてきてると思いますので、それでちょっと御理解してもらえたらと思うんですけども。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

去年のね、もともと去年の6月議会で定額減税補足給付と低所得者支援給付金というのがあって、平群町は補足給付が1億6,000万円、それから低所得者の支援給付金が1億2,000万円。これは、1,000世帯掛ける10万円プラス子ども400人掛ける5万円と、こういう数字で出てたんやけど、これの実績は分かるか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

実績のほうですけども、定額減税の補足給付金、これ調整給付、去年の6年度の分です。その分については、執行状況としては、納税義務者数が3,590人、あと、それに伴って扶養者の方3,097人で、合計6,687人という形になっております。あと、その分の調整給付金の最終決算額としましては、1億5,591万円という形になるということでお願ひします。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

低所得者世帯の支援給付金支給事業ということで、福祉課のほうで執り行っておりまして、私のほうからその実績のほうをお答えをさせていただきます。

まず、対象になられた世帯数でございますが、250世帯でございました。新たに住民税非課税となられた世帯が131世帯、均等割のみ課税世帯が119世帯でございました。そのうち、支給を行った世帯数でございますが、240世帯で、その内訳といたしまして、新たに住民税非課税となられた方が125世帯、均等割のみ課税の世帯が115世帯ということで、支給金額につきましては2,400万円でございました。また、子ども加算がございましたので、子ども加算がありました世帯が22世帯の子どもの数が44名分で、220万円という支給額になっております。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。山口議員。

○8 番

減収補填、これ、全額もう既に入ってるんですかね。これは政推のほうか、分かるか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

今の分は定額減税による減収ということでいいでしょうかね。一応、実際減少額というのは7,680万円になります。実際、その分で補填されてる分、地方特例交付金として入ってきてるもんが7,983万9,000円という形になっております。

「もう1回言うて」の声あり

○議 長

税務課長。

○税務課長

7,983万9,000円です。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

この件はちょっと、もう一つよう分からんけど、また後でゆっくり聞きます。

キエーロについて、詳しく説明していただいて、僕も一般質問出してるんで、ちょっとダブるんですが、これね、大分この前、この前って1年前に一般質問で言って、今年度から5年間で、これまでも合わせて2, 000個。この間ずっと2, 000個をまず目標にと言ってたから、それはそれでいいんですけど、これね、一つ聞きたいのは、1世帯平均53キロ、要するに生ごみが減るみたいな書き方してるけど、前1回言ったと思うんやけど、独り暮らしで70キロ減らす、やり方にもよるから、もちろんその家庭によって違うんですが、53キロ、別に間違いとは言わないんやけど。今、これまでの307個はもう全部ちゃんと稼働してんのか、その辺チェックしてんのかどうなのかというのがあるのと、それからこれ、今まで5, 000円、職員が作ってたから材料代だけというふうに言ってましたけど、今回、単価6, 000円で委託するということやから、作成をね。その辺、もうちょっと詳しく説明してほしいのと。

ほんで、自治会に、さっき部長のほうから、まとまって意向調査と言うけど、来た回覧見ると、うちの団地だけかもわかんないけど、それぞれ一人一人の名前が書いてあって、キエーロ利用しますか、しませんか。する人は丸打ってくれというような形やから、その地域でまとまってやるとかいうふうな、そういう集計にはなってないよ。だから、個人個人、丸打ってはる人に、今後集まってきたらやってくれるというんで、担当課のほうから声かけて、ほんで、もう1回聞いて、出来上がったやつを持って行って土は買ってねとか自分で入れてねというのも含めてそういう説明するんやと思うんやけど、だからちょっと違うと思うんやけどね。50個の六つなんて言ってたけど、そんなことにはならんと思うよ。うちだけか分からんけど、私の班で10件で、丸は今使ってるという人のとこだけで、半分以上、僕のとこ来たときはもう回ってたけど、あんまり丸打ってなかったなと。

だから、何でそうなるかいうたら、説明が足りないのと違うかと。議会ではキエーロの話とかこの間してるし、役場のほうでも、相当住民に知られてるというふうに思ってるのかもしれないけど、なかなかそうはなってないんじゃないのと。だから、丸打ってない理由というのは、どうするかよう分からんからね、その辺のこともやっぱりしっかり資料としてつけた上で意向を聞かないと、いや、全然住民関心ないわということになってもいかんのでね、その辺ちょっと、今月25日までに全部集まってくるみたいやけど、ちょっと気をつける必要あると思うんやけど、その点どう思いますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

ただいまのキエーロの件につきましてお答えさせていただきます。

まず、1年間の削減量で53キロとしておりますけども、この根拠についてです。

これは、以前行いましたキエーロのモニター事業でアンケートの実施をしております。その集計した結果を、1人1日当たり66グラムということになりました。この中には、先ほど議員のほうからもおっしゃっていただきました、年間70キロ削減されたというような方もおられます。これも含めての平均を取っておりますので、1人1日当たり66グラム、これを年間に直すと24.1キログラムとなりますので、平群町の平均世帯人数が約2.2人、これを掛けまして、1世帯当たりの削減量が年間53キロということになっております。

あと、キエーロの作成についてのこととなりますけども、以前ちょっとシルバー人材センターに見積りを取ったときには一つ当たり大体9,000円程度ということで、これが今回、土木組合のほうにちょっと相談させていただきました。この中で、材料費なんかについては木材屋からまとまって、もう切った状態で購入するということで、材料費についての単価が安くできるというふうに聞いております。これによって、一つ当たり大体6,000円程度で委託できるのではないかとということで、今回の補正額を算出させていただいております。

キエーロの普及についてですけども、今、意向調査をさせていただいております。これについてはですね、どの地域でどのぐらいの意識を持っておられるかということで、ちょっとアンケートのほうを取らせていただいております。比較的、キエーロに関心の高い住宅地等を選定させていただいて、先ほど部長が言いましたように、まとまったグループ単位でのキエーロをやっていただけないかということで自治会のほうへ働きかけていくということで考えております。

以上です。

すみません、307個の稼働状況ですけども、これについては、全てもう引渡しさせていただいております。全て活用していただいているというふうには思っております。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。森田議員。

○ 1 1 番

先ほどの定額減税補足給付金の件ですけどね、前年度、令和6年度かな、687人が対象だと。平群町が1万8,000人なんですね。3分の1が対象なんです。人口が正しければ。そういうことも含めて、どんな人たちが平群町の所得であったりしてるのか。今回、データは出ないと思う、給付してからのことだと思うので、1回そういうデータをお出しいただけませんか。言ってる意味、分かりますかね。外国人の方ももらってるんでしょう、大抵。そんなデータは、もう電算で勝手に出るんじゃないですか、年齢構成も含めて、もらってる人たち。

○ 議 長

税務課長。

○ 税務課長

定額減税のほうで言いますと、今言うていただいている内容について、もうちょっと詳しく聞きながら、個別にちょっと対応させてもらったらと思うんですけども、それでよろしいでしょうかね。

○ 議 長

森田議員。

○ 1 1 番

それとですね、この対象者ね、1件のおうちの中で親と子どもが別世帯だと。親はその対象者になるというのもあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はつかまれておりますでしょうか。

○ 議 長

分からへんかったらもう1回聞き。税務課長。

○ 税務課長

もう一度ちょっと。

○ 議 長

森田議員。

○ 1 1 番

私も詳しく分からないんですけども、一つの屋根の下でですね、子どもと親が別世帯という世帯があって、所得は別だということもあるんじゃないかと、これ私、推測ですけども。それはないでしょうか。

○ 議 長

税務課長。

○ 税務課長

定額減税の場合は基本的には税法上の取扱いになってくると思いますので、

それに伴っての申告とか状況によりますので、一概にこれであるというのはちょっと難しいと思いますので、なかなかこうであるという一般的なお答えはちょっと難しいと思うんで、これでちょっとお願いしたいと思います。

○議長

森田議員。

○11番

6ページの緑ヶ丘の自治会館のことですけども、この費用の内訳と、建物の規模はどうなってるんでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

緑ヶ丘の整備工事のことでお答えいたします。

まず、集会所の整備に関しまして、全体事業費としましては5,350万円となっています。そのうち、補助対象経費が約5,000万円となっています。それ以外の経費については、舗装工事とか外構工事になっていますので、対象外経費となっております。

あと、施設の規模なんですけども、建物面積としまして195.01平米、木造の平屋建ての建物ということでお聞きしております。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

いや、概要だから、土地も言わないといけないじゃない。土地がどれぐらいあって、南公園のところに造るわけでしょう。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

申し訳ございません。土地につきましては、緑ヶ丘3丁目の580番地の93号となりますが、こちらの土地面積につきましては、741.34平米となっております。

○議長

森田議員。

○11番

これはですね、5,000万円のうち2,500万円がいろいろな補助がつくわけですね、町の補助金も含めて。これは、緑ヶ丘はどんな負担、我々春日

丘のときは1世帯5万円負担したわけですね。あそこ、西宮でも1万円、2万円負担したわけですが、どういう費用構成を考えておられるのか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今おっしゃっていただいたとおり、約5,000万円のうち2,500万円が助成金となっておりますが、残りが自治会の積立金のほうで対応されるというふうに聞いております。

○議長

森田議員。

○11番

それをするとね、ほかの自治会とのバランスが私、崩れるんじゃないかと。大体、自治会員が建てる時はお金負担してるわけですよ、大体。西宮もそうですし、春日丘も、ちょっといろいろな補助金の関係で5万円負担しているわけです。それで、積立金だけでやるというのも何かちょっとおかしいかなと思うんですけどね。

それともう一つは、これ、今の自治会館、どうされるつもりですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

緑ヶ丘の集会所については、今2か所ございますが、今回の整備に当たりまして、地元と覚書を締結いたしまして、建築後、解体撤去していただいて更地にしていただきまして返却をしていただくということで自治会と話をさせていただいてます。

○議長

森田議員。

○11番

いつ撤去するんですか。私が言いたいのは、町の財政を考えたときに、早くあの土地ですね、私も場所を知ってますけども、住宅地としては最適な場所です。だから、返還をしていただけるんですか。即返還してもらおうようにしてくださいよ。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

既存集会所のことですが、自治会のほうの費用負担となります。覚書の中で

は、集会所建設後、予算措置を講じた上で、自治会の費用において解体をして更地にするということで覚書を締結してありますが、今の時点でいつということについては、まだ合意形成は取れておりませんが、自治会のほうに依頼をしたいというふうに思っております。

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

あのね、私いつも申し上げてるのは、声の大きいところに何か負けてるんじゃないかと、職員の方。失礼な言い方かも知れないけど。きっちり言うべきことは言って、すぐに撤去してもらってくださいよ。議会でそんな話ありましたよと。ほんで、あの土地を、町は売るということでいいんでしょうね、町長。

○議 長

総務部長。

○総務部長

緑ヶ丘の今現在の集会所が建ってるということですけども、確かに、建築を壊して町のほうに更地にということでお話はさせていただいてると。そういった中で、先ほど述べましたとおり、緑ヶ丘自治会さんのほうも、やはり2, 500万円という積立金、そういった部分をちょっと一気に多額に支出するということもございまして、ちょっと今後、自治会運営等考えられた中で予算計上していただいて、そして、解体してお返しするという話で協議を進めさせていただいてるということでございます。

そしてまた、その分につきましては、普通財産に落とした後に売却のほうの手続を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

早く売ってですね、町財政に貢献してくださいよ。それが、一番私、今の平群町で大事なことだと思いますよ。声の大きなところに負けないで頑張っていたきたい。今の緑ヶ丘の世帯数は幾らで、自治会員は何世帯なんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

昨年10月時点で自治会のほうから提出されてます世帯数としては744世帯となっております。

「ちゃんと答えてくださいよ」の声あり

○議 長

寺口理事。

○理 事

私のほうからもお伝えいたします。

住基世帯ということでございますが、令和6年度10月1日現在の住基世帯につきましては864世帯となっております。先ほど申しましたように、自治会から報告を受けている世帯数につきましては744世帯となっております。以上です。

○議 長

森田議員。

○11番

122世帯が自治会に入っていない。後ほどキエーロのことも申し上げますけれどもね、これを何とかしないとですね。

それともう一つは災害時に、一般的に言うたら、自治会館を、名前忘れたんだけど、一時避難所か集合場所かなってるじゃないですか。その人たちが使いにくい状態になると町としても困ると思うんですよ。その辺のこともきっちりやっといってください。お願いしときます、それは。

それとね、もう一つは公園、何かコミプラのどこへ持っていくということなんですけども、その公園の規模は幾らで、コミプラ自身の土地の面積は幾らで、今回公園にするのは何平米だと、分かりましたら。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

お答えさせていただきます。

新しく南公園の整備する概要ですけども、敷地面積が全体で約1,246平米、そのうち、浄化槽用地として使われておるのが279平米、引きまして967平米のうち、今回306平米の部分を盛土いたしまして、最終的に公園の有効面積として198平米の整備を行っていきたいというふうに考えております。

場所につきましては、北側部分を進入路として平場を造っていきたいということです。工事の概要ですけども、主にフェンス、盛土、車止め、排水設備、雑木撤去等々でございます。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

1, 000 平米弱が、まだ公園以外の土地があると。早くね、もう売りましようや。売るためにコミプラを撤去してですね、やはり町の財政に貢献してほしい。必ず金のかかる話ばかりされるんだけど、私は、皆さんの今の大事なことは、財政をどうするかということが一番大事だと思いますので、ぜひとも、今回それ申し上げます。それと、1 回図面を議員に配ってくれませんか。どんな利用をされるのか。これはお願いしておきます。

それとね、キエーロのこと……。

○議 長

森田議員、ちょっと。

質疑の途中なんですけど、ちょっと休憩をしたいと思いますので、10 時 25 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 10 時 11 分)

再 開 (午前 10 時 25 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

プランター D E キエーロのことなんですけどね、このデータからすると、6 年度トータルで、4 年度からやって 16 トン減ってるんですよ。ほんまに減ってますか。ほんまに 16 トンも。ほんでね、やるのはいいと思うんですけどね、私の自分の経験、昔ね、電気式の生ごみ処理機を買ったのよ。3 か月しか使えませんでした。理由は、臭いと虫が飛んでくる。それは解決してるんじゃないかと思うんですけどね、それは別として、16 トンもほんまに減ってますか。減量化できてますか。それよりね、私は、家庭ごみの中に有価ごみ、ビールの缶が入ってたりジュースの缶が入ってたり、よく分かるので、1 回職員の方に今の実情を聞いてくださいよ。それは、自治会の会員が入ってない方が増えて

きてることも一因してるかもわからない。その辺のことをきっちりした上で、だから、ずっとやるというのじゃなくてですね、一応検証した上で効果がなければやめるという判断も私、必要だというふうに思いますので、これは意見として言うときます。ほんまに減ったのか、ほんまに。6年でほんまに減ったのか、今度決算のとき、これ出てくると思いますので、私は減ってないと思う。人口が減ってるわけですから、もっと減らなあかんわけですけど、実際減ってないんですよ、私の推測では。その辺のことも、今日論議しても仕方ないので、決算のときに数字出てから。

それともう一つは、山口議員からも話あったけどね、キエーロをつけない人の、どういう理由でつけないか、私みたいな失敗した例があるからやらないのか、そういうこともやっぱり調べてほしいと。ただPRだけじゃなくて、これを取り付けない人についてですね、1回データを取っていただきたい。課長、これはもうお願いだけしておきます。

○議 長

答弁よろしいですか。

「はい」の声あり

○議 長

山口議員。

○8 番

最初に、町長の挨拶の中で昨年度の一般会計決算の状況の報告がありました。この間、町財政については、緊急財政健全化計画は今年度が最終年ですがけれども、この間ずっと議論してきてですね、今年度については相当赤字を覚悟してるということでした。途中のいろんな資料を見てもですね、今年2月の全員協議会の資料でもそうでしたし、今回、この6月議会の前段の議案説明会のときの、この概要の資料の財政調整基金についてはですね、前年度が7億7,680万9,000円、これは5年度の年度末の残高で、年度途中で2億3,215万5,000円取り崩してた。それが今度の5月31日の出納閉鎖が終わって決算が収支が確定したら、取崩しはゼロになって積立てが3億円と、こういうことなんですね。久しぶりかどうか知りませんが、確定した年度末残高が10億8,900万円、こうなってるんですね。ほんで、繰越金が1億6,000万円ほどあるんですかね。

さっきね、ちょっとこれもはっきりさせとかなあかんねけど、実質単年度収支について1億何ぼと言ったわけやけど、実際に令和6年度、収入が幾ら増え

たかといったら3億6,000万円増えたわけでしょう。これは何でやねんというのはやっぱりね、私はある程度、これから分析すると町長おっしゃったから、もちろん9月の決算のところで明らかにしていただいたらいいんですけども、しかしね、2月まで赤字見込みやったのが、ほんの三、四か月で3億6,000万円も黒字に変わるという、そんなマジックみたいなことはあるのか。言っておきますけど、2月の段階では予算現額がそうなってるということじゃなしに決算見込みを出してですよ、シミュレーションですからね。その点、一体どうなのと思うんですよ、ここ何年か。その点、まず最初にどのように考えてるのか説明していただけますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

今、山口議員より、その決算のシミュレーション等の乖離ということで、なぜそれだけ黒字になったのかということですのでけれども、まず、予算編成時から考えますと、予算編成時におきまして、歳入面では、極力歳入欠陥が生じないよう配慮していくと。一方で、歳出では極力抑制した歳出予算であるけれども、計上した予算の中には執行に支障がないように、見込額も計上していると。まずそういった中でスタートしていくと。

執行中につきましては、歳出については、執行時に極力節減を図るよう指示しておりまして、職員の一定の理解の下、節減に努めてきたと。そういったこともあると。そういった中で現時点では、速報値でありますけれども、まだ十分な分析はしておりませんが、まず歳入なんですけれども、歳入で、昨今の経済情勢等の反映によりまして、町民税の法人税割が約5,000万円弱増になっていたり、地方消費税交付金が1,700万円程度増、そして株式等譲渡所得割交付金が3,600万円の増、そしてまた、普通交付税につきましては、当初予算比較でいきますと2億7,200万円の増額があったと、歳入面ではそういった増加があったと。歳出につきましては、旧人権センター解体費が7,000万円弱の差額ですかね、そういったものとか、新たな非課税世帯への給付金の執行残とか9,000万円ぐらいありまして、いろんなそういったものの不用額も生じていると。

そういった状況の中で、今回、決算額が黒字になったということで、今のところ見込んでるということでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 8 番

当初予算と比べてそうやけど、それはそれで、当初予算で分からなかった、2月の段階でもはっきりしてなかった部分について増えたというのは、それは分かる。でも、交付税についてはやね、特交についてだけでしょう、分からなかったの。それも最終的にはほとんど当初予算からちょっと少ない、40万円ほど少なかっただけで同じやから、それで言えば、一番大きかった、交付税2億6,360万9,000円か、当初予算に比べて増えてるのがね。だから、そういうふうに見るならばね、それでもさっき言った法人税とかですね、それから株式譲与税か、株式の税金で町に入る分も当初より相当増えたとかね、地方消費税も当然増えたんでしょ。物価こんだけ上がってるからね、当然増えたんだと思うんですけど、特例交付金については、これはもう減税してるから、当然増えるわね。これは、個人住民税と相殺やから、それと両方合わせてみて前年度とどうやったか。当初予算とどうやったかというのは比べなあかんので、それは増えたからって別に当たり前のことですね、一方で、個人住民税減ってるはずやからね、それはいいんです。

だから、その辺はこれから分析されるんだけど、緊急財政健全化計画、この4年間で、交付税、もともとの最初出した素案、そして令和3年の2月に素案出してですね、3月に案を出して、その年の11月に案が取れて緊急財政健全化計画になったわけですけども、その後も改訂版、何回か毎年やってるんですけどね。それで見たって、地方交付税が、町が予測したよりも4年間で20億円も増えてるよね。平均したら5億。これがやっぱり一番大きいということも含めてね。

そこでね、これちょっと宿題です。答弁要りませんけど、9月の決算までに、決算で議論することになると思いますけど、その緊急財政健全化計画、前も1回言いました。もう5年になる前に当然検証せなあかん。検証した上で、令和8年度からの財政計画も立てていかなあかん。当然やっておられると思います。やっておられる中で、緊急財政健全化計画を立てずに、立てずにいった場合ね、あなたたち、効果額いろいろ出してても、あれをしなかった場合、何が起きているかという、実際と違うのは、管理職の給与カットとか職員の、管理職が3年、職員は1年半、1年8か月か9か月、給与カットしてましたけど、これがなかったとするとかね、そういう何もしなかったらどうなったんやと。ほかの条件は実際の決算で見てやって、そういう検証もやってほしい。そういうのはできますかね。

これはね、今後の計画立てる上で非常に大事になるんで、ちょっとその辺、今まではとにかく、結局、岩崎町長の時代からいろいろ計画立てて、ほんで、

こんな何億円という赤字になるというのは一切ならずに来たと。それは全部計画立てたおかげやって、そんなことは思ってないと思いますけど、それももちろん全く無駄やったとか、やらんほうがよかったと言ってるんじゃないですよ。その効果はもちろん効果であるんだけど、それによって逆に反対の効果が出てる場合だってないわけじゃないわけ。ただ、数字に出るかどうかは分かりませんが。だから、そういうことも含めて検証してほしいというふうに思うんですけども、どうでしょうかね、町長。

○議 長

総務部長。

○総務部長

そうですね、確かにこの計画から、令和２年度から令和６年度、現在を見ましても、やはり普通交付税、平群町は依存財源７割というような財政の中で、確かに交付税が追加交付があったりとか、追加交付だけでもこの４年間で４億円近くあったといった部分でございます。

そういったことから、今議員お述べのとおり、今現在、確かにシミュレーションの見直しと、そして新計画に向けたことを財政担当のほうで今、分析はしていったところなんですけれども、そういった緊急財政健全化計画の取組をしなかった場合というのを、私たちもそういうのをまた分析していかないといけないかなとなりますんで、ちょっとどういった形でできるか、まだちょっと今、御提案を頂いた中であれなんですけど、そういった部分はやっていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

もう１点、最後になりますけど、今交付税の話をしましたけど、全体で言うと、この４年間の累積黒字というのは２２億円なんです。繰上償還９億円も入れてですけどね、累積黒字が２２億円になるんです。当初計画より１８億円多く積み上がってるということになるんですけども、さっき言ったように、この主な要因は、一番大きいのはやっぱり地方交付税が思ったよりずっと多く来たということ。それが一番大きいんですけれども。

でね、この結果、さっきも言いましたが、職員の給与カットや、私に言わせれば、ウォーターパークの廃止なんてのは、一番施策としては拙速過ぎたというふうに思ってるわけなんですけれども、その検証をしっかりともらって、９月議会までにできたらね、どっかで、今、町のほうがどういうふう考えてる

のか分かりませんが、さっきも言いましたように、検証と同時に、次年度、8年度からの計画を今もう考えて策定している時期だと思うんですけどもね、その辺について今どう考えてるのかだけ、最後にちょっと答えていただけますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

今の山口議員の御質問ですけれども、今現在、新しい健全化計画の策定につきましては、やはり今現在、担当のほうで決算統計の、今分析等を提出する準備をしております。そして、その後、中長期のヒアリングというのは、また7月、8月にかけて県と協議するんですけど、大体それがまとまって決算状況できた後にシミュレーションの見直しというのを図っていきますんで、そういったところも分析しながら、議員の皆さんに素案ができた段階で全員協議会等を開催していただいて説明をさせていただこうというのはありましたけども、ただ、その9月決算までできるかどうかというのが、ちょっともう少し分析させていただいて、できるだけ早い時期でこういった方向で考えてますというのは御説明させていただけたらと考えています。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

別に9月議会までということじゃなくていいんですけどね。

ただね、その次も健全化計画なのかどうか。別に健全化計画という名前つける必要はあるのかどうかね。だから、今年、3月31日末の累積黒字は12億7,270万円になってるわけですよ。これが多いか少ないか、それはなかなか難しいんですよ。何ぼあってもそれは困ることはないわけですから。

ただ、そういう状況の中で、町長、この間ずっとおっしゃってるように、今後相当財政出動しなければならないことがもちろんたくさんあります。その辺の兼ね合いももちろんありますから、健全化計画とかいうことにするかどうかは別にして、その辺の兼ね合いも含めて今後の財政見通しをつくる必要があるんでね、それをできるだけ早く出してほしいというのは、まずあれです。それが計画にすぐなるかどうかじゃなくて、今のままだったらこういうふうに見るといえるのをね、いつもあんまり、経済状況や国の動向なんかも変わってくるんで、そのとおりになるかどうか分かりませんが、でもそれは早めにやっぱり町としては出していただければなというふうに思うんで、その点はよろしいですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

そうですね、確かに、今後こういった形の計画になっていくかというのはあれなんですけれども、町長もいつも言わせていただいとおり、やはり喫緊には大きな事業が出てくると。そういった中で、そういった分析というのは早急にやっていかないといけないなというのは私たちも考えておりますので、一定どこかの段階で、素案の段階でもこういった方向でこういったふうになりますというのを、一度また出させていただくように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本議員。

○ 1 2 番

決算の財政のこと、恐らく基金のことについて山口君も聞いてると、補正予算、それに関してと聞いてると思うから、僕自身もちょっと言わせてもらうけどな、町長、緊急防災・減災債、今発行して、体育館四つかな、やはりますわな。これ、交付税70%かな、交付金かな。起債95%か、あと残りの、そのうちの何%か交付税入ってくるでしょう。何で平群中学校の大規模改修やめてまでそれするの。おかしいやないか。財政そんだけあったら、やったらええねや。当初予算何ぼやったんや。十二、三億円の予算やったで、俺、資料覚えてんのは。蓋開けてみたら違うやんか。実施設計された会社から見たら、19億円、物価高騰でよってなったんやんか。やめたやんか。一時休止という形になった。

それで、土地、今度庁舎買上げに対する10年間に先行取得債は、くわ入れ式せねばならないという一定の条件をもって、たしか1,500坪、用地買ってるわな。今度庁舎、いろいろ特別委員会も今設置してやってはる。この件も何十億円とかかるねん、これ。これは起債対応でどこら辺までいくのか、補助金どんだけくれはるのか、それは別やで。大きな財政支出があるわけやんか。僕は、平群町の財政、そんなに楽なことないと思うよ。楽やったら、中学校の大規模改修、何で中止したんや、途中で。5年後されるんか3年後されるんか分からんよ。そこら辺も踏まえてね、町長、この庁舎なんてすごいですよ、今度金かかるの。これ、今度、東南海地震来たら、災害対策本部もないわけやから、今のところ潰れたらどうするんですか。住民の生命、財産を守るのどうすんの。まして、中学校の学びやに、雨の漏った教室や。雨漏りしてんねん。そういうところで中学生の子どもたち、学びしてもうてるわけやんか。一緒にし

はったらよろしいねん、何でやめたんやということも私は、いや、財政厳しいということを認識して、ちょっと一時中止されたなというふうに私は理解しているんやから、山口君、今言うたように、財政支出、大きな支出。そしたら、この１０億基金いけるんやったら、もっと、この残ってるんやったら、庁舎のどこ、１億数千万しか入ってないのとちゃうん。もっと入れなはれ。最低２０億円はかかると思いますよ、２０億円。僕は設計屋でも何でもないから。物価高騰してるんですよ。そこへ対するいろんな備品、２億円ぐらにかかるんでしょう。二十四、五億円かかんのとちゃう。それは、どんだけの起債あってどんだけの補助金頂くか、それは別の話ですよ。一日も早くそっちやってください。あと５年しかないですよ、くわ入れまで。先行取得債はそうですよ。

そういうことも、いろんなことも兼ね備えて住民にね、やっぱり一定のものを知らすべきやと思うし、緊急財政健全化計画もね、私は設置すべきやというふうに、私は意見は言うておきます。意見でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。山本議員。

○５ 番

ドローンの件で一つ質問させていただきます。

今回アップグレードされるということで、１台購入するに当たって８２万７，０００円増額されるということなんですが、事前説明では赤外線つきということでお聞きはしております。

その利用方法についてですね、通常のドローンから赤外線に変えられた理由、利用方法、その辺りを教えていただけますでしょうか。

○議 長

吉田総務防災課参事。

○総務防災課参事

ドローンですけども、今回、補正で８２万７，０００円計上させていただいております。補正の内容につきましては、当初、災害時における災害現場、被害状況の確認用のドローン、遠赤外線カメラつきを海外製の機種で１５０万円計上しておりました。今回、同規格の日本製のドローン、２３２万７，０００円の機種で検討しております。

理由としましては、当初予定してました海外のＤＪＩドローンはカメラ性能、ズーム性能が優れており、映画やＳＮＳ向けの動画撮影、そして建築物の屋根、外壁点検など、１機種で多岐にわたる分野での活用が可能とされています。しかし、我々の使用用途としましては、自然災害などによる被害状況をいち早く確認し、災害対策本部に連絡することを目的としております。

海外製の機種に対しまして、日本製のドローンの特徴は、産業、仕事など、一つの分野で特化しての使用がございます。今回予定しています日本製のドローンは、インフラを守る機種として、災害現場の状況確認に適した機能を備えております。当初の機種との違いは、まず飛行時間。風がない状況でホバリング、静止状態が、当初の機種では20分から30分程度。これに対しまして、今回予定しています機種は40分、ホバリング、静止状態が可能となっております。また、災害時には気象状況なども悪いことが想定されます。当初の機種は防水機能がございません。風速は10メートルまでとなっており、日本製の機種は防水及び防じん機能も備え、風速15メートルまで可能となっております。また、今回予定しています機種は、160倍ズームにより、遠い距離からの撮影、対象物を確認することが可能となっております。このことから、本機種を平群町に備えて災害対策の強化につなげたいと思います。

以上です。

○議 長

山本議員。

○5 番

ありがとうございました。

ドローンのほうも今現在3台保有していただいでる中で、今回1台増大ということで、去年ですと、4月でしたかね、収集部隊としてH.F.D.C立ち上げていただいております。今まで、幸いにして災害は起こっていませんので、ドローンの活躍というのは、特に今のところ、大きな効果、成果は上がってないとは思いますが、今後、今、世界中でドローンの活躍、利用方法、いろんなことが試されている中で、今回、地域防災力向上事業費国庫補助金を使って購入補助いただくんですけども、例えばですね、平群町にありますソーラーパネル、これは平群町が持ってるソーラーパネルなんですけど、例えば、総合スポーツセンターの上にある大きなソーラーパネルなんかでもですね、点検を委託されてるかとは思いますが、こういう赤外線カメラを使って、太陽光パネルの傷みでありますとか、それから庁舎、学校等の屋根の状態等もですね、この赤外線を使ったカメラで見ると、目では見えないひびですとか、そういったところも発見することが可能であると。ちょっと撮影方法は非常に特殊なんで、なかなか一般の方は使えないとは思いますが、そういったほかの、今、防災には使う、防災に当然使うんですけど、それ以外の利活用というのは考えておられますか。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

ただいまの御質問ですけれども、災害時の使用はもちろんのこと、昨年の夏に集中豪雨がございまして、平群町の東山間の山が崩れたという情報がありまして、そのときにドローンで状況確認をした経過がございます。そのほかにも、今御指摘あったとおり、施設の管理などにドローンの取り入れをしていきたいと思えます。

○議長

山本議員。

○5 番

そうですね、せっかく部隊も作っていただいて、ドローン4機を取り入れて活動するというのは、奈良県の中でも非常に先進的な考え方で動いていると思いますので、引き続き、ドローンのほうを増大されるのか、運転される方、操縦される方が、人数がいなければドローンが幾らあっても仕方がないんですけども、様々な利活用を考えることで、今後、ドローンの性能も日進月歩、上がっていきますので、今後もまた、今使ってるカメラ、通常のカメラ3台の分もですね、例えば赤外線を使うカメラに変えられるのかどうかとか、その辺いろいろと考えていただいて、効果の上がる活動にしていきたいと思います。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。須藤議員。

○2 番

キエーロの件で、森田議員が質問されてたんですが、効果について、どこか疑心暗鬼と言ったらいいんでしょうか、その辺りはどんなふうにお考えになっておられるのかなと。

自分の経験だけでは非常に小さいんですが、この間の冬ですね、急激に寒くなった時期がありましてね、そのときにね、やっぱりごみを入れるとなかなか減らないというのが二、三か月続いたんですね。若干処理量は減ったんですが、春からこの間ですね、また順調に処理ができてます。臭いが出るとかということもありませんし、虫が例えば湧いたというのも、ゼロじゃないんですけどね、スタートの頃にちょっとあったりはしたんですが、特に問題はないと思ってます。ちょっとその辺りね、しっかり本当に検証して確信を持たないとね、今年度の計画なんて、これとてもとても無理になるんじゃないかなと、やっぱり思うんですよね。

もう1点は、この間、回覧でうちのほうにも回ってきたんですが、これも本

当に小さいところの経験で申し訳ないねけども、回覧が2ルートあるんですね、世帯数が多いんでね。片やのルートはかなりの人が応募を頂いてたんですが、もう1個のルートのほうはゼロと、用紙に記入もしてないというんでね。よく回覧で、夏祭りをしますとか餅つきやります、一斉清掃します、参加者書いてくださいというのは、割と毎月回ってくるんです。多分ね、それと同じ扱いになっちゃったのかなと。ちょっと極端やったんですね。片側は半分、もうほとんどの方が多分参加というふうになってたんですが、もう1個はほんまに白紙やったというんで、班長さんをお願いしてもう1回回してもらったんですけどね。ちょっとそんなんでね、もうちょっと、これでやろうという意思が住民のほうに伝わらないとなかなかうまくいかないし、やっぱり失敗事例だとか森田さんおっしゃったようなこともあり得ますんでね、そういうこともこうしたらうまくいくよというあたりのフォローも非常に大事だと思うんで、ちょっとそれですね、自治会単位で進められるということですから、もうちょっといろいろアピールだとかいうのをしっかりやらないと、せつかくの計画がうまくいかないんじゃないかなという気がするんですが、ちょっとその辺り、お考え聞かしてください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、減量については、ある程度効果は出ているというふうには感じております。

キエーロについては、毎月広報のほうで、これまでずっとシリーズのように広報のほう、続けてきておりまして、住民の方にもある程度キエーロの認識というのはしていただけているものだと思っております。ただ、ちょっと今おっしゃっていただきましたように、まだ認識いただいてない方もおられるのかなというふうには思いますので、そういうところはきちんと広報等をさせていただいて、認識をしっかりしていただいて活用をしていただくというふうに持っていきたいなというふうに考えております。

各自治会のほうをお願いしてグループ単位でということをやっていくわけですが、今、意向調査のほう、まだ返ってきておりませんので、それを見てしっかりと計画を立てていきたいというふうに考えております。

失敗事例も確かにあります。虫が湧く、臭いがするというようなことも聞き及んでおります。そういうことについて、どういうふうな対処をすればいいかというようなQ & Aなども作ってしっかり広報していきたいというふうに考え

ております。

以上です。

○議 長

須藤議員。

○2 番

ちょっとなかなか成功しそうだなという感じ、私の個人的な意見で申し訳ないねけど、ちょっと弱いなど、正直言ってね。もうちょっとやっぱり迫力と言うたうええんでしょうか。夢と希望があるような話をやっぱりしないと、なかなか住民の方、よっしゃということにならないということで、ちょっとこれは意見なんです。

あと、アドバイザーということもおっしゃってるんで、できれば、私ももちろん協力をさせていただくつもりではありまして、今、家の奥のほうの庭の隅っこに置いてるんですが、角に置こうかなみたいなことも実は考えてるんですね。ちょっとそういうことも含めてね、どうしたらうまいこといくかというあたり、もうちょっと頑張って踏み込んで御検討いただきたいなど。

それで、効果のほうはやはり数字でお示しいただいてですね、森田議員が疑問をお持ちなところというのはやっぱり当然のことなんで、そうじゃないですよ、こういう効果があるんですよということも、別に平群だけじゃなくて、先行してる地域の事例なんかも含めて御紹介いただけたらと思います。

意見です。よろしくお願いします。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第35号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議

ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第7 議案第36号 平群町道路線の廃止について

日程第8 議案第37号 平群町道路線の認定について

以上2件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第36号 議案第37号 提案理由説明

○議長

これより本案2件に対する質疑に入ります。ございませんか。馬本議員。

○12番

この37号議案は分かるけど、36号議案、今、部長は御審議をお願いしますとおっしゃったんやけど、何を審議しますの、教えてください。

よう聞いてね。開発許可済みや。済みで、建築物をつくる許可証、並行して出しはったはずや。宅地造成の許可開発済証されたところで、今もう建築に取りかかってはるわけや。そこの36号、何を審議するの。部長教えてな。

○議長

事業部長。

○事業部長

36号、廃止路線の審議ということで御質問でございます。

今回は、同じ同一開発区域内で道路の廃止と認定があったことから、合わせて上程を行ったところでございます。結果的にはもう開発が進んでおりまして、今となっては審議するといいますか、もうなくなってしまってるので仕方がないんですけども、今度、議員おっしゃるとおり、本来なら、廃止すべきかなり相当早い段階で道路の現状がなくなっておりましたので、道路法では道路の機能が失われ、一般交通の用に供する必要がなくなったときと認める場合には廃止することができるというようになっていきますので、今後、早い段階で、廃止があった場合には速やかに上程するようにしたいと思います。申し訳ございません。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

今回は仕方がないって。仕方がないんやったら議案出さんといたらええねん。何で出すの。審議できやんような議案出してもうたら困るな。まして、もう造成許可済みで建築かかってはる。あの土地、200坪の土地があるねん。これ、廃止したら普通財産になんねん。その行方、住民の1万8,000人の財産がないすんねん。用途変更、機能交換、俺は聞いてないで。そういう仕方がないとかね、質疑、質問もできんようなことをする、行政の立場、もっと謙虚になってもらわな困るな。だから、この話聞いて、みんな反対したらどうすんの。この36号の廃止は認めませんよと。

というのはね、平成16年度、17年の3月31日までは法定外公共物の里道、公共用水路は市町村に移譲になったわけや。ちらっと聞くと、あこにある里道、水路については賃貸で貸すという話もちらっと聞いてんねけどね、それはそれでええやん、それはあなたは職権でやったらそれでよろしい。けれどもね、起点、終点がなくなった時点で基本的には議会へかけやなあかんねん。道路法はそうなってんねん。まだ一部残るねん、これ。

僕の言いたいのはな、仕方がないと言うてもうたら困んねん。それで皆さん、仕方ないさかいにな、例えば200坪、坪4万円やったら800万円の金、もうええよと思うんかいな、皆。住民の財産、普通財産やで、今度落ちたら。違うの。普通財産やで。僕らはチェックするねん。法的に都市計画法は第40条の関係で帰属せねばならない、これはええやん、それはそれで。基本的に、いつの時期に、僕は昔からおかしいと思っててん。昔から廃止、認定出てくるのはおかしいなと思っててん。今、平群町では申合せにより、1ヘクタール以上かな、山崎部長、開発があったら皆さんのほうへ、議会のほうへ説明しますよという一定の申合せがあるやけやな。まして、この町道が廃止になると分かったら、説明してくれはりましたか。これ、機能交換しまんねんと、いえいえ、これは普通財産でその業者に買うてもらうようになっています。いえいえ、この事案については貸します。賃貸で平群町が貸しまんねん。そういうことを言うたか。一切聞いてない。にもかかわらず、何やって、仕方がないって。許されんぞ、そんな言葉。それは部長許されんで。議会に対する侮辱やで。審議権の剥奪やで、これ、と言われても仕方がないで。住民の財産を守るのも、やっぱり財政厳しい上において、いろいろ皆議員さんもチェックしはんねや。その仕方がないという言葉出してもうたら、それはちょっと、その点どう思うねん。ちょっともう1回言うて。

○ 議 長

事業部長。

○事業部長

申し訳ございません。仕方がないというか、結果的にもう開発が進んでいる
ということの説明で、言い方が悪かったんで、おわびさせていただきます。

議員お述べのとおり、新規路線については、都市計画法の40条により、本
来帰属すべきものということになっておりますが、廃止路線については、議
員お述べのように、町の普通財産として活用すべきことも考えられることから、
慎重に判断するものと考えております。

今後におきましては、廃止路線については、廃止に伴うような重要な案件に
ついては事前に議会にも説明し、意見も聞きながら、今後慎重に進めてまいり
たいと、その段階で、今後慎重に進めたいと思います。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

僕の言うてる趣旨分からへんの。仕方がないさかいに、議員みんなそれでも
うしゃあないやないかと、諦めんかいと。これみんな映ってんねん。Y o u T
u b e に映るねん、これ。勘違いしたらあかんで。都市計画法の新路線は帰属、
用途変更は機能交換と違うやないか、それやったら、言葉から言うたら。都市
計画法の帰属は40条や。今、俺さっき言うたやん。ということは、あっこの
200坪どうなってんの。貸すんか。貸すようになってるの、それとも、売っ
たの、それとも、ただで渡したの、どっちやねん。その三つのうちどれ。あま
り詰めてもいかんけども、ここで答えられるか。答えにくいと思うわ。そうや
ろう。僕の言いたいのはね、西岡部長、仕方がないとかそういう言葉は言うた
から、余計憤り感じるねん、俺。皆さん、住民の信託を受けた議員やで。その
前でな審議権剥奪されてて、何で剥奪されたかって、全協でもっと早くこの土
地については普通財産で廃止しますので、この土地はこうしますという方針を
あなたたちが説明してたらこんな話出えへんねんから。今、この議案は出てき
ても認められるやんか。ということは、自分とこの行政、もっとはっきり言っ
て謙虚に謝らなあかんのと違うの。僕、もっと言うたら賛成しにくいで、この
36条は。まだまだ言おうと思ったら何ぼでもあるで。あえて言わない。

僕らも、一般質問出さへんかったこと自身、また各議会であったことに、予
算、決算のときも僕も質問していない。僕の落ち度もあったんかもわからん。
けれども、仕方がないさかいに認めてください、これはないやろう。な、町長。
それやったらもう審議することないで。議長は今から審議してくださいと、こ

う言わはった。部長も、御審議よろしくお願ひしますと。36条、審議、どうしたらよろしいですか。こうこうやさかい、もう仕方ないからしゃあないなって、何言うてんねん。もうそれやったら議員要らんやないか。自分らだけで済むやんか。けれども、都市計画法、道路法については起点、終点並びに廃止する場合は8条並びに10条をもって廃止、認定と法律があるわけやんか。そうやろう。その法律に基づいて、今回議案として上程されたんでしょう。部長、こんだけ言うてもまだあかんの。どうですか。もっと謙虚になりはったらどうですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

先ほどの廃止路線の説明で、言い方についてはおわびをさせていただきます。今度、廃止路線については事前に、先ほども言いましたけども、重要な案件については事前に議会にも説明して、御意見を聞きながら、その方向で進めてまいりたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長

馬本議員。

○12番

西岡部長、最初からそのようにおっしゃっていただいたら僕は何も言わない。もう、ある程度で止めようと思ってたの。けれども、仕方がないという言葉が出てきたら議長も許されんと思ってはんで。誰でも思うで、議会議員は。

町長すみません、今、部長さんにおっしゃっていただいたんで、今後の町長の見解を御答弁いただけますか。

○議長

西脇町長。

○町長

今、馬本議員から御指摘を頂きました。本当にありがとうございました。確かに今後は、重要な案件等につきましては、道路路線の廃止も含めまして議会にお諮りし、議員の御意見を賜ってまいりたいと思っております。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長

馬本議員。

○12番

そういうことで、今後はひとつ議会との風通しのええように、いろんなこと

については早めにね、やっぱり委員会並びに議長に言うて、委員長並びに議長に言うて、全協もいろいろあるんやから、ひとつよろしくお願いします。

この点についてはこれで結構でございます。

○議長

ほかにございませんか。関議員。

○1 番

この242号線、新しい道路開設に伴いまして、ここの今の南椿井の220号線のところですね、ここの信号機が7月3日をもって撤去しますという看板が今立てられております。公民館のところから西側に向かったところの交差点の信号機が7月3日に撤去されて左折だけになるというふうな立て看板が何日か前から立てられておりました。この新しい242号線に関しましては、この供用開始というのはいつからになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

お答えさせていただきます。

今議員がおっしゃいました南椿井220号線ですけども、7月3日に信号機が撤去という看板立っております。同じくして、今回新規認定させていただく南椿井242号線につきましても、同じ日の7月3日に供用開始の予定をしております。ただ、時間につきましては、警察のほうで信号機の調整が必要ということになりますので、その辺につきましても、今後もう少し協議を重ねながら供用開始するんですけども、時間のほうについては、もう少し、ちょっとまだ未定ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長

関議員。

○1 番

ありがとうございます。

時間の調整などをされてから、同じ日に供用開始ということでございますね。警察との連携もされながら。

一つちょっと心配に思うのが、この242号線ですね、168号線のほうから入ったときに、大井手路線のところに出るところが、結構住宅街のすごい狭い場所に出てくるかなと心配しておりますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長

事業部長。

○事業部長

店舗から大井手路線に出る通行対策ということの御質問と思います。

事業者側で、各店舗の出入口に店舗利用者が大井手路線側に退場しないようにということで、注意喚起の看板を設置してもらいます。あと、道路については区画線によるゼブラゾーンを設置し、幅員を視覚的に狭くすることで通行の抑制を図っていきたいと思います。

こちら、町のほうでは、店舗の出口付近に町道の、この先、生活道路につき、一般車の通行は御遠慮ください等の看板等を設置する予定となっております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○1 番

いろいろお考えいただいているということですね。ありがとうございます。

トライアルさんも24時間営業で朝早くからされると思いますし、今後はこの道路、本当に皆さん通られて、大井手路線もすごく車両が多くなると懸念されますので、どうか安全に通行できますように、御配慮のほう、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12 番

大井手路線の話やねんけど、朝な、今公用車ようけ通ってんねん、上から下りてきて。分かるやろう。あの狭いところ、公用車、2トン車が通るの、ずっと。公民館のところを左折れて右折するの、僕もそないしてんねん、裏から出てね。直接右に出るの、両方の道、危ないねん。今度、公用車も恐らくそこをまた通られると思う。ということは、椿井のそこ通っていかはるわな、もっとな。要するに、こっち行かんといて、買物の人はそこ通らんといてというのはね、要するにお願いの範疇であってね、強制的なものはできへんわけや。僕も今度、あそこ通るの、前から出られへんから、僕もその道を通るねん。けれどもな、ここで、この今言うた7月3日、あの信号機は13日でなくなんねやろう。何か書いてるわ、見たらな、今の信号機な。椿井の信号機、13日と違うの。何か書いてなかったか。6月か7月か、あれ、13日なくなるとか。7月か。7月13日。7月やな、13日。

「3日」の声あり

○12番

7月3日。ほんなら、今度あっこ開通するのはいつ。両方みんな開通できへんがな。こっち取って初めて向こうつくねがな。そうやろう。そんで、いつ。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

供用開始の日が7月3日。撤去と、新しく信号が供用されるのが同日の日になっております。その辺で、信号機の間隔等、調整を奈良県警でされますので、その調整が整い次第、新しい道路については供用開始してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

それはそれで結構や。そしたらな、あの道さ、将来、拡幅計画何もないの。それだけちょっと聞かして。これ、関連しての話やけど。

車増えるで、今でもあるところのどこ、狭くて見えへんねん。公民館のところで来たら、またバックしやないかんのや、何回もな。そやから、もっと今度、買い物客が白石畑通って来はる人もいはるか分からへんし、白石畑通って帰られる人もいはるかも分からへんし、それはいろいろとあると思うで。そやから、拡幅計画はないの。持ってないの、全然。

○議長

事業部長。

○事業部長

今回、店舗が建てられたことについては、大井手路線には行かないようにということで対策を講じているところでございます。今後、交通量も増加するのも予想されますので、その状況も、今月、交通量調査もしますが、その状況を見ながら、危険なところについては地元とも協議しながら、どのような対策がいいのか検討していきたいとは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案２件に対する質疑を終結いたします。

これより議案第３６号 平群町道路線の廃止についての討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第３６号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

これより議案第３７号 平群町道路線の認定についての討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第３７号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第９ 同意第２号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第 2 号

公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

公平委員会委員清家衛は、令和 7 年 8 月 2 9 日をもって、任期満了するから新たに下記の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字三里 9 1 0 番地

氏 名 五十嵐 清 泰

生年月日 昭和 2 5 年 8 月 5 日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。西脇町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありました同意第 2 号の公平委員会委員の選任に同意を求めることにつきまして、提案の説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、公平委員は、地方公務員法第 9 条の 2 に明記されているとおり、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し、識見を有する者となっております。

五十嵐清泰氏は、昭和 4 8 年に松下電器産業株式会社にエンジニアとして入社され、本社においては、教育部署において、後進の育成に御尽力されました。また、民生児童委員として 2 期 6 年、御活躍を頂きました。公平委員として要求されます地方自治の本旨に理解があり、人事行政に関しましても識見を有されており、申し分のない方であると考えております。今回、新たに選任するに当たり、これまで働いてこられました行政経験を生かしていただきまして、公平委員として御活躍を頂きたいと考えております。御同意いただきますようお願いいたします。提案説明とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより同意第２号について採決を行います。
本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第２号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして

日程第１０ 同意第３号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

同意第３号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員梅本利政は、令和７年６月２１日をもって任期満了するから、引き続き下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求める。

令和７年６月１０日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字信貴畑１１５１番地

氏 名 梅 本 利 政

生年月日 昭和 2 9 年 9 月 1 日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。西脇町長。

○町 長

それでは、ただいま局長より朗読のありました同意第 3 号の教育委員会委員の任命に同意を求めることにつきまして、提案の説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 4 条に明記されているとおり、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者となっております。

梅本利政氏は、平成 2 6 年 9 月より教育委員会委員として御活躍を頂いております。今回、任期満了を迎えるに当たり、これまでの経験を生かしていただきまして、引き続き教育委員会委員として御活躍を頂きたいと考えておりますので、御同意いただきますようお願いいたしまして、提案の説明とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第 3 号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第 3 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして

日程第 1 1 同意第 4 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第 4 号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員高木敦子は、令和 7 年 6 月 2 1 日をもって任期満了するから、新たに下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字下垣内 1 5 2 番地

氏 名 田 中 亜希子

生年月日 昭和 5 2 年 1 2 月 9 日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。西脇町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありました同意第 4 号の教育委員会委員の任命に同意を求めることにつきまして、提案の説明をさせていただきます。

皆様も御承知のように、教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 4 条に明記されているとおり、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見を有する者となっております。

田中亜希子氏は、令和 4 年度から令和 6 年度まで平群小学校地域コーディネーターを務められ、学校の教育活動をサポートし、地域と学校の橋渡し役となって連携協定を促進されてこられました。また、令和 5 年度には平群小学校の P T A 会長を務められ、学校や保護者、また地域とのパイプ役として、地域の

活動や子どもの教育に熱心に取り組まれてこられました。つきましては、新たな委員として任命したいので、御同意を頂きますようお願いして、提案説明とさせていただきます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第4号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第4号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午前11時33分)